第4回研究会(2003.6.17)以降の主なマニュアル修正点

該当章節	修正内容[ページ]	修正理由
目次	・推奨する浸水予測手法の詳細は、現場での柔軟な応対が可能	行政関係者検討
	となるよう、参考資料編の位置付けとする。[目次]	会意見
	・ハザードマップの利活用のイメージが明確となるよう、その	
+ > 4"+	活用例を参考資料編に添付。[目次]	力以仕辛口
まえがき	・マニュアルの目的を明確にするため、まえがきを追加。	自治体意見
	・問い合わせ先を追記。[まえがき]	/二.T/18日/ジュン+今=→
	・現時点での技術レベルに基づくマニュアルであり、今後の技 術レベルの向上に応じて適宜更新していくことを付記。[まえ	行政関係者検討 会意見
	がき	云 思光
	・気候変動による海面上昇の影響等にも言及し、津波・高潮対	
	策の重要性・緊急性について強調。[まえがき]	以外门志元
	・ハザードマップの定義、マニュアルの位置付けを明記。[p1]	自治体意見
,, —	, to 1 to overall tendence [b.]	行政関係者検討
		会意見
	・現時点での技術レベルに基づくマニュアルであり、今後の技	行政関係者検討
	術レベルの向上に応じて適宜更新していくことを付記。[p1]	会意見
1章	・防災対策の現状、課題、今後の方向性、ハザードマップの位	行政関係者検討
	置付けという流れに沿うように章節の構成を再整理。	会意見
1章 1.1(1)	・津波・高潮防災の現状として、海岸保全施設の整備状況のグ	行政関係者検討
	ラフを追加。[p4]	会意見
1章 1.2(1)	・高潮災害は近年増加傾向にあり、依然として被害が発生して	行政関係者検討
	いることを記載。[p7]	会意見
	・昭和以降の主な地震災害(海溝型地震以外も含む)についての	自治体意見
	│ 表を追加。[p8] │・東海地震対策大綱において津波ハザードマップの整備推進が	
	- ・泉海地震対象人綱にのいて津波バリードマックの整備推進が - 記載されていることを付記。[p9]	
1章 1.2(2)	・住民の防災意識の低下を示す調査結果等の追加。[p10-11]	自治体意見
1章 1.2(2)	・津波に対する心得の資料を追加。[p13]	行政関係者検討
1 = 1.0(1)	구,ᄶᇆᇧᆺᇬᄓᇅᅅᄝᆁᄀᇆᆖᄱᇮ[hio]	会意見
1章 1.3(2)	・ハード面・ソフト面の防災対策の関係、連携のあり方等につ	自治体意見
	いて説明補強。(記述はソフト中心)[p15-19]	行政関係者検討
		会意見
2章 2.1	・ハザードマップ活用の対象として、臨海部の企業などについ	自治体意見
	ても言及。[p24]	
2章 2.2	・海岸保全施設前面についても利用者や作業者などが存在する	自治体意見
	場合には、避難場所・避難路などをマップに記載すべきこと	行政関係者検討
	を記載。[p25] 海油ルギードラップと京湖ルギードラップを叫んに作せまる。	会意見
	・津波ハザードマップと高潮ハザードマップを別々に作成する	
	ことについて説明補強。[p25] ・ただし、住民の利用の便を考え、最終的には津波、高潮、洪	
	・たたし、住民の利用の使を考え、最終的には洋波、高州、洪 水などを含めた総合的なハザードマップを目指す方向性を記	
	水なこを含めた総合的なバリードマックを自指す方向性を記 載。[p25]	
	キλο [P4∪]	

該当章節	修正内容	修正理由
2章 2.3	・住民避難用ハザードマップの整備主体は、住民の避難に責任を有する市町村であることを強調。しかし、浸水予測区域の設定などについて、国や都道府県が適切かつ積極的な支援を行うべきことを記載。[p26] ・国の役割として作成主体への積極的な協力、リアルタイム情報の提供やハザードマップを利用した防災対策推進の支援を追加。[p27] ・防災関係機関や海岸管理者等がハザードマップの整備促進に向け整備主体を積極的に支援すべきことを記載。[p28] ・整備スケジュールについて各地域の災害対策の緊急度に応じて出来る限り速やかに整備すべきことを記載。[p29]	自治体意見 行政関係者検討 会意見 気象庁意見
2章 2.5	・ハザードマップ作成手順の名称として、浸水予測区域、ハザードマップ(防災に必要な情報)を位置付け。[p31-32] ・技術の進歩、現地状況の変化などに適切に対応できるよう、ハザードマップ作成の流れに見直しを追加。[p32] ・数値計算シミュレーションが困難な場合、第一段階として、簡便な方法により浸水予測区域を設定し、暫定版ハザードマップを作成してもよいことを記載。[p32-33]	行政関係者検討 会意見 自治体意見 行政関係者検討 会意見
2章 2.6	・津波からの避難は地震が起きたら即時に避難が原則であることを明記。[p34] ・ハザードマップと避難行動との関係及びハザードマップで想定している事態の発生の場合の対応としての避難標識などの設置やリアルタイム情報の提供の重要性などを記載。[p34]	行政関係者検討 会意見
3章	・浸水予測について簡便法にも対応するため「浸水計算を行う」 を「浸水予測区域の設定」に変更。	行政関係者検討 会意見
3章 3.1(1)	・引き波による施設被害、押し波等に伴う船舶等の衝突による 施設被害など地震動以外の施設被害についても記載。[p35]	行政関係者検討 会意見
3章 3.2(2)	・外力レベルとしてレベル1,2,3の定義を明確化。[p40-41]	自治体意見 行政関係者検討 会意見
3章 3.2(3)	・地震時における施設の耐震性照査の考え方及びその手法の参考文献を記載。[p42]	自治体意見 行政関係者検討 会意見
3章 3.3	・浸水予測区域の設定について、数値計算シミュレーションを 推奨するが簡便な予測手法についても適用可能であることを 記載。[p43-44] ・推奨する数値計算シミュレーションを「時系列を考慮した数 値計算シミュレーション」と称することとした。[p43] ・数値計算シミュレーションの場合の構造物の扱い(施設破壊の 有無、水門などの開閉状況など)について考え方を記載。[p47] ・数値計算シミュレーションの詳細内容については参考資料編 に移行して記載。[p43-48、p86-113]	行政関係者検討 会意見
4章 4.1.1	・ハザードマップが避難後にも活用できることを記載。[p49] ・ハザードマップの利用方法として、住民避難、リスクコミュ ニケーションなどソフト面を中心に記載。[p49]	行政関係者検討 会意見
4章 4.1.2	・ハザードマップの利用主体、利用目的、利用段階ごとの対象 外力の考え方を記載。[p51]	自治体意見 行政関係者検討 会意見

該当章節	修正内容	修正理由
4章 4.1.3	・ハザードマップの作成段階からの住民参画の重要性、その手 段としてのワークショップの有効性について記載。[p53]	行政関係者検討 会意見
4章 4.1.5	・住民避難用ハザードマップの場合、よりわかりやすい「防災マップ」などの呼称とすることが望ましいことを記載。[p55]	自治体意見 行政関係者検討 会意見
4章 4.2(2)	・避難基本情報と避難付加情報の項目、内容についてイメージを提示。[p60]	自治体意見 行政関係者検討 会意見
4章 4.4(3)	・バッファの概念図について、色、記載内容などのイメージを 提示。[p66]	行政関係者検討 会意見
5章 5.1(2)	・インターネット等の利用における高齢者等に対する配慮についても記載。[p71] ・身体障害者・高齢者・子供、外国人などへの周知について適切な配慮が必要であることを留意点として追加。[p72] ・また、船舶関係者などへの周知のあり方については、今後の課題として記載。[p72]	自治体意見
5章 5.2(2)	・ワークショップのコアメンバーに海岸工学等の専門家を追加 [p73]	
5章 5.2(3)	・津波災害総合シミュレーターの開発例の追加[p77] ・ハザードマップの住民理解の促進の有効な方策として津波・ 高潮アドバイザーの育成について記載。[p78]	行政関係者検討 会意見
5章 5.3	・住民避難対策などソフト面の利活用がより重要であることがわかるよう図を修正。[p79] ・ハザードマップの有無による効果の比較例を追加。[p80] ・一刻を争う避難の必要性を考慮し、ハザードマップと連携した避難誘導のための案内板等の設置を追加。[p81]	行政関係者検討 会意見
5章 5.4	・海岸保全施設整備の進捗や社会状況の変化、予測技術の進歩などを考慮し、ハザードマップの検証についても追加記載。[p82] ・ハザードマップ見直しに関し、バージョン管理方法の例を付記。[p82]	行政関係者検討 会意見
5章 5.5	・現行法制、諸計画におけるハザードマップに関する位置付けの例示を記載し、ハザードマップの整備、周知、活用の重要性及びこれらの推進方策をこれら防災関連の諸計画に位置付けるべきことを記載。[p83-85]	自治体意見 行政関係者検討 会意見
(事例集)	(今後、具体的なハザードマップ整備が進む中で事例集的なもの の作成を検討する。)	自治体意見